

償却資産申告書の提出には確認書類が必要です！！

●提出される方の確認について

国の押印制度見直しに伴い、提出される方の確認を行うことになりました。確認書類は以下のとおりです。

提出方法	確認書類【下記のうち1点】
窓口	<ul style="list-style-type: none">提出される方の運転免許証、個人番号カード（表面）等税理士事務所の方が持参される場合 税理士証票、社員証 等法人の職員が持参される場合 社員証 等
郵送	<ul style="list-style-type: none">プレ印字償却資産申告書（※1）申告される方の運転免許証、個人番号カード（表面）の写し 等税理士事務所等から郵送される場合、税理士証票、社員証の写し 等法人の方が郵送される場合、社員証の写し 等
eLTAX	提出者の確認は行いません。

独自様式の申告書等を提出される場合、未記入のプレ印字申告書を添付してください。

●マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について（任意）

（1）マイナンバーについて

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の趣旨をご理解いただき、マイナンバーの記入にご協力ください。

ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理します。

また、本人確認書類の不備等があった場合、マイナンバーの記載がないものとして受理します。

（2）マイナンバー法に定める本人確認の実施について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（身元確認、番号確認及び代理権確認）を実施いたします。以下の①又は②の本人確認書類をそれぞれ1種類ずつ、申告書に添付又は窓口で提示していただくようお願いいたします。

なお、電子申告（eLTAX）でご申告いただく場合や、法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合は、本人確認書類の添付は不要です。

①本人が申告書を提出する場合

	ア. 身元確認書類	イ. 番号確認書類
窓口	【下記のうち1点】 <ul style="list-style-type: none">プレ印字申告書（※1）個人番号カード（表面）運転免許証等	【下記のうち1点】 <ul style="list-style-type: none">個人番号カード（裏面）通知カード（※2）住民票（個人番号付き）
郵送	ア及びイに係る写しを同封（アの書類がプレ印字申告書の場合は申告書の原本）	

②代理人が申告書を提出する場合

	ウ. 代理権確認書類	エ. 代理人の身元確認書類	イ. 本人の番号確認書類
窓口	【下記のうち1点】 <ul style="list-style-type: none">プレ印刷申告書（※1）税務代理権限証書委任状（任意代理人）等	【下記のうち1点】（代理人の） <ul style="list-style-type: none">個人番号カード（表面）運転免許証税理士証票 等	【下記のうち1点（写し可）】（本人の） <ul style="list-style-type: none">個人番号カード（裏面）通知カード（※2）住民票（個人番号付き）
郵送	ウに係る原本を同封	エ及びイに係る写しを同封	

※1 都城市から送付する、所有者コード、氏名、住所等が印字された申告書のことをいいます。

※2 通知カードは令和2年5月25日をもって廃止されましたが、通知カードの記載事項が住民票の記載事項と一致している場合は、番号確認書類として引き続きご利用いただけます。